

議案第 63 号

東京都板橋区保育所等の保育費用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 21 日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区保育所等の保育費用に関する条例の一部を改正する条例

東京都板橋区保育所等の保育費用に関する条例（平成 9 年板橋区条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(9) ひとり親世帯等 次に掲げるいずれかに該当する世帯をいう。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に規定する配偶者のない女子又は配偶者のない男子で、現に児童を扶養しているものの世帯

イ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯

ウ 東京都愛の手帳交付要綱（昭和 42 年 3 月 20 日 42 民児精発第 58 号副知事決定）に規定する愛の手帳の交付を受けている者の属する世帯

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に規定する特別児童扶養手当等の支給要件に該当する者の属する世帯及び国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に規定する障害基礎年金等の支給を受けている者の属する世帯

オ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する要保護者が属する世帯等特に生活に困窮していると区長が認めた世帯

カ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けてい

る者の属する世帯

キ 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定を受けている被保険者の属する世帯

第4条の2第1項各号列記以外の部分中「支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に改め、同項第1号を削り、同項第2号中「令第14条の2第1項」を「子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下この号及び次号において「令」という。）第14条」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもに関する」を「満三歳未満保育認定子どもに関する」に改め、
「（同項に規定する負担額算定基準額が5万7,700円未満である場合に限る。ただし、次号の規定により保育費用の額が無料となる場合を除く。）」を削り、同号ア中「第14条の2第1項第1号」を「第14条第1号」に、「支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に、「100分の40」を「別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める割合」に改め、同号イ中「第14条の2第1項第2号」を「第14条第2号」に、「支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を削り、同項第4号中「第14条の2第1項」を「第14条」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「第2号ア又はイ」を「前号ア」に、「支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に、「同項に規定する負担額算定基準額」を「板橋区規則で定めるところにより計算した当年度（4月から8月までの月分の保育費用の額を決定する場合においては、前年度）分の特別区民税又は市町村民税のうち所得割の額（次号において「所得割額」という。）」に改め、同号を同項第2号とし、同項第5号中「板橋区規則で定めるところにより計算した当年度（4月から8月までの月分の保育費用の額を決定する場合においては、前年度）分の特別区民税又は市町村民税のうち所得割の額」を「所得割額」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる支給認定子ども」を

「満三歳未満保育認定子ども」に改め、同号を同項第3号とする。

第6条中「前2条」を「前3条」に改める。

第8条中「第4条」を「第4条、第4条の2」に改める。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

保育標準時間に係る保育費用の額

| 各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分 | | 金額（月額単位 円） | | |
|----------------------|--|------------|--------|----------|
| 階層区分 | 定義及び条件 | 3歳未満児の場合 | 3歳児の場合 | 4歳以上児の場合 |
| A階層 | 生活保護法による被保護世帯並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項及び第3項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる支援給付を含む。）受給世帯（別表第1の2において「被保護世帯等」という。） | 0 | 0 | 0 |

| | | | | | | |
|-----|------------------------------|------|---|--------|---|---|
| B階層 | A階層を除き当年度分の特別区民税又は市町村民税非課税世帯 | | 0 | 0 | 0 | |
| C階層 | A階層を除き当年度分の特別区民税又は市町村民税課税世帯 | 第1階層 | 当年度分の特別区民税又は市町村民税のうち均等割のみの課税世帯 | 3,000 | 0 | 0 |
| | | 第2階層 | 当年度分の特別区民税又は市町村民税のうち所得割の額が5,000円未満の世帯 | 3,500 | 0 | 0 |
| | | 第3階層 | 当年度分の特別区民税又は市町村民税のうち所得割の額が5,000円以上48,600円未満の世帯 | 4,100 | 0 | 0 |
| D階層 | | 第1階層 | 当年度分の特別区民税又は市町村民税のうち所得割の額が48,600円以上53,700円未満の世帯 | 8,500 | 0 | 0 |
| | | 第2階層 | 当年度分の特別区民税又は市町村民税のうち所得割の額が53,700円以上70,200円未満の世帯 | 10,400 | 0 | 0 |
| | | 第3階層 | 当年度分の特別区民税又は市町村民税のうち所得割の額が70,200円以上86,100円未満の世帯 | 12,000 | 0 | 0 |
| | | 第4階層 | 当年度分の特別区民税又は市町村民税のうち所得割の額が86,100円以上122,100円未満 | 18,700 | 0 | 0 |

| | | | | |
|-------|--|--------|---|---|
| | の世帯 | | | |
| 第5階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 122,100 円以上 158,100 円未 満の世帯 | 23,100 | 0 | 0 |
| 第6階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 158,100 円以上 180,600 円未 満の世帯 | 26,200 | 0 | 0 |
| 第7階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 180,600 円以上 198,600 円未 満の世帯 | 28,600 | 0 | 0 |
| 第8階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 198,600 円以上 216,600 円未 満の世帯 | 31,100 | 0 | 0 |
| 第9階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 216,600 円以上 234,600 円未 満の世帯 | 33,500 | 0 | 0 |
| 第10階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 234,600 円以上 250,300 円未 満の世帯 | 35,900 | 0 | 0 |
| 第11階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 250,300 円以上 259,300 円未 | 38,100 | 0 | 0 |

| | | | | |
|-------|--|--------|---|---|
| | 満の世帯 | | | |
| 第12階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 259,300 円以上 268,300 円未 満の世帯 | 40,100 | 0 | 0 |
| 第13階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 268,300 円以上 277,300 円未 満の世帯 | 42,300 | 0 | 0 |
| 第14階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 277,300 円以上 286,300 円未 満の世帯 | 44,200 | 0 | 0 |
| 第15階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 286,300 円以上 295,300 円未 満の世帯 | 46,400 | 0 | 0 |
| 第16階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 295,300 円以上 304,300 円未 満の世帯 | 48,000 | 0 | 0 |
| 第17階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 304,300 円以上 313,300 円未 満の世帯 | 50,200 | 0 | 0 |
| 第18階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 313,300 円以上 358,300 円未 | 54,400 | 0 | 0 |

| | | | | | |
|-------|--|--------|---|---|--|
| | | 満の世帯 | | | |
| 第19階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 358,300 円以上 403,300 円未 満の世帯 | 60,800 | 0 | 0 | |
| 第20階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 403,300 円以上 448,300 円未 満の世帯 | 66,500 | 0 | 0 | |
| 第21階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 448,300 円以上 529,000 円未 満の世帯 | 71,100 | 0 | 0 | |
| 第22階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 529,000 円以上 656,700 円未 満の世帯 | 72,100 | 0 | 0 | |
| 第23階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 656,700 円以上 765,700 円未 満の世帯 | 73,200 | 0 | 0 | |
| 第24階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 765,700 円以上 874,700 円未 満の世帯 | 74,300 | 0 | 0 | |
| 第25階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 874,700 円以上の世帯 | 75,300 | 0 | 0 | |

別表第1中備考3を削り、備考4を備考3とする。

別表第1の2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1の2（第4条関係）

保育短時間に係る保育費用の額

| 各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分 | | | 金額（月額単位 円） | | | |
|----------------------|------------------------------|---|--|--------|----------|---|
| 階層区分 | 定義及び条件 | | 3歳未満児の場合 | 3歳児の場合 | 4歳以上児の場合 | |
| A階層 | 被保護世帯等 | | 0 | 0 | 0 | |
| B階層 | A階層を除き当年度分の特別区民税又は市町村民税非課税世帯 | | 0 | 0 | 0 | |
| C階層 | A階層を除き当年度分の特別区民税又は市町村民税課税世帯 | 第1階層 | 当年度分の特別区民税又は市町村民税のうち均等割のみの課税世帯 | 2,940 | 0 | 0 |
| | | 第2階層 | 当年度分の特別区民税又は市町村民税のうち所得割の額が5,000円未満の世帯 | 3,440 | 0 | 0 |
| | | 第3階層 | 当年度分の特別区民税又は市町村民税のうち所得割の額が5,000円以上48,600円未満の世帯 | 4,030 | 0 | 0 |
| D階層 | 第1階層 | 当年度分の特別区民税又は市町村民税のうち所得割の額が48,600円以上53,700円未満の世帯 | 8,400 | 0 | 0 | |

| | | | | |
|------|---|--------|---|---|
| 第2階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 53,700円以上70,200円未満の 世帯 | 10,300 | 0 | 0 |
| 第3階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 70,200円以上86,100円未満の 世帯 | 11,800 | 0 | 0 |
| 第4階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 86,100円以上122,100円未満 の世帯 | 18,400 | 0 | 0 |
| 第5階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 122,100円以上158,100円未 満の世帯 | 22,700 | 0 | 0 |
| 第6階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 158,100円以上180,600円未 満の世帯 | 25,700 | 0 | 0 |
| 第7階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 180,600円以上198,600円未 満の世帯 | 28,100 | 0 | 0 |
| 第8階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 198,600円以上216,600円未 満の世帯 | 30,600 | 0 | 0 |

| | | | | |
|-------|--|--------|---|---|
| 第9階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 216,600 円以上 234,600 円未 満の世帯 | 32,900 | 0 | 0 |
| 第10階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 234,600 円以上 250,300 円未 満の世帯 | 35,300 | 0 | 0 |
| 第11階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 250,300 円以上 259,300 円未 満の世帯 | 37,500 | 0 | 0 |
| 第12階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 259,300 円以上 268,300 円未 満の世帯 | 39,400 | 0 | 0 |
| 第13階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 268,300 円以上 277,300 円未 満の世帯 | 41,600 | 0 | 0 |
| 第14階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 277,300 円以上 286,300 円未 満の世帯 | 43,500 | 0 | 0 |
| 第15階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 286,300 円以上 295,300 円未 満の世帯 | 45,600 | 0 | 0 |

| | | | | |
|-------|--|--------|---|---|
| 第16階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 295,300 円以上 304,300 円未 満の世帯 | 47,200 | 0 | 0 |
| 第17階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 304,300 円以上 313,300 円未 満の世帯 | 49,300 | 0 | 0 |
| 第18階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 313,300 円以上 358,300 円未 満の世帯 | 53,500 | 0 | 0 |
| 第19階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 358,300 円以上 403,300 円未 満の世帯 | 59,800 | 0 | 0 |
| 第20階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 403,300 円以上 448,300 円未 満の世帯 | 65,400 | 0 | 0 |
| 第21階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 448,300 円以上 529,000 円未 満の世帯 | 69,900 | 0 | 0 |
| 第22階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 529,000 円以上 656,700 円未 満の世帯 | 70,900 | 0 | 0 |

| | | | | | |
|--|-------|--|--------|---|---|
| | 第23階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 656,700 円以上 765,700 円未 満の世帯 | 72,000 | 0 | 0 |
| | 第24階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 765,700 円以上 874,700 円未 満の世帯 | 73,000 | 0 | 0 |
| | 第25階層 | 当年度分の特別区民税又は市 町村民税のうち所得割の額が 874,700 円以上の世帯 | 74,000 | 0 | 0 |

別表第2中「B階層第2階層、C階層」を「C階層」に、「100分の58」を「100分の50」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第6条及び第8条の改正規定並びに付則第3項及び付則第4項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都板橋区保育所等の保育費用に関する条例（以下「新条例」という。）第4条の2、別表第1、別表第1の2及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に行われる保育に係る保育費用について適用し、同日前に行われた保育に係る保育費用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第8条の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 4 保育費用の額の決定の通知その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（提案理由）

子ども・子育て支援法施行令の改正による幼児教育・保育の無償化等に伴い、保育費用の額を改めるほか、所要の規定整備をする必要がある。